

	法定免除	申請全額免除	申請4分の3免除	申請半額免除	申請4分の1免除	学生の保険料の納付特例	保険料納付猶予制度
要件	<p>被保険者（産前産後期間の保険料免除及び申請免除の適用を受ける被保険者を除く）が次の①～③のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。</p> <p>① 障害基礎年金又は障害厚生年金等の受給権者であるとき。（最後に障害厚生年金の障害等級1級～3級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る）その他の政令で定める者を除く）</p> <p>② 生活保護法による生活扶助その他の援助であって省令で定めるものを受けるとき。</p> <p>③ 厚生労働省令で定める施設（国立ハンセン病療養所等）に入所しているとき。</p>	<p>次の①～④のいずれかに該当する被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を保険料全額免除期間（追納が行われた場合は、当該追納に係る期間を除く）に算入することができる。</p> <p>ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の①～④のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>① 当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得とする）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額（※）以下であるとき。</p> <p>（※）政令で定める額</p> <p>(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円</p> <p>② 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。</p> <p>③ 地方税法に定める障害者、寡婦その他の同法の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者であって、当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額（※）以下であるとき。</p> <p>（※）135万円</p> <p>④ 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。</p>	<p>次の①～④のいずれかに該当する被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その4分の3を納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を保険料4分の3免除期間（追納が行われた場合は、当該追納に係る期間を除く）に算入することができる。</p> <p>ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の①～④のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>① 当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得とする）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額（※）以下であるとき。</p> <p>（※）政令で定める額</p> <p>扶養親族等なし：88万円 扶養親族等あり：88万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p>	<p>次の①～④のいずれかに該当する被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を保険料半額免除期間（追納が行われた場合は、当該追納に係る期間を除く）に算入することができる。</p> <p>ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の①～④のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>① 当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得とする）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額（※）以下であるとき。</p> <p>（※）政令で定める額</p> <p>扶養親族等なし：128万円 扶養親族等あり：128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p>	<p>次の①～④のいずれかに該当する被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その4分の1を納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を保険料4分の1免除期間（追納が行われた場合は、当該追納に係る期間を除く）に算入することができる。</p> <p>ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の①～④のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>① 当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得とする）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額（※）以下であるとき。</p> <p>（※）政令で定める額</p> <p>扶養親族等なし：168万円 扶養親族等あり：168万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p>	<p>次の①～④のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であった被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であった期間に限る）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を保険料全額免除期間（追納が行われた場合は、当該追納に係る期間を除く）に算入することができる。</p> <p>ただし、配偶者が次の①～④のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>① 当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得（1月から3月までの月分の保険料については、前々年の所得とする）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。</p> <p>（※）政令で定める額</p> <p>扶養親族等なし：128万円 扶養親族等あり：128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p>	<p>次の(1)又は(2)の年齢に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第1号被保険者等であって次の①～④のいずれかに該当するものから申請があったときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間に係る国民年金の保険料については、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を保険料全額免除期間（追納が行われた場合は、当該追納に係る期間を除く）に算入することができる。</p> <p>ただし、配偶者が次の①～④のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>(1) 平成28年6月まで：30歳 (2) 平成28年7月以降：50歳</p> <p>① 当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得とする）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額（※）以下であるとき。</p> <p>（※）政令で定める額</p> <p>(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者は、法定免除事由に該当するに至ったときは、原則として、当該事実があった日から14日以内に届書を市町村長に提出しなければならない。 障害等級1級又は2級に該当したことがない障害厚生年金の受給権者は、法定免除の対象とならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定全額免除申請事務取扱者は、申請全額免除事由のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であった者（全額免除要件該当被保険者等という）の委託を受けて、全額免除要件該当被保険者等に係る全額免除申請をすることができる。 全額免除要件該当被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に全額免除申請の委託をしたときは、当該委託をした日に、全額免除申請があったものとみなす。 				<ul style="list-style-type: none"> 学生納付特例事務法人は、その設置する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者（学生等被保険者という）の委託を受けて、学生等被保険者に係る学生納付特例申請をすることができる。 学生等被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請の委託をしたときは、当該委託をした日に、学生納付特例申請があったものとみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定全額免除申請事務取扱者は、同項に規定する事務のほか、保険料納付猶予制度における免除事由のいずれかに該当する第1号被保険者又は第1号被保険者であった者（納付猶予要件該当被保険者等という）の委託を受けて、納付猶予要件該当被保険者等に係る納付猶予申請を行うことができる。 納付猶予要件該当被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に納付猶予申請の委託をしたときは、当該委託をした日に、納付猶予申請があったものとみなす。